

岡山県税制懇話会報告書（概要版）

産業廃棄物処理税は、5年を目途に見直しを行うこととされていることから、導入効果を検証し、その必要性と税制度、使途事業等について検討を行った。

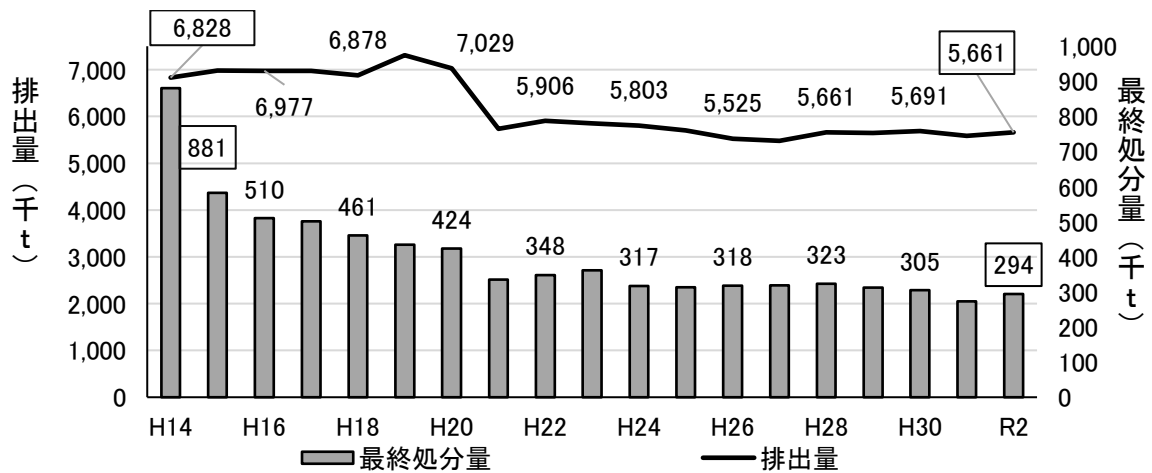
【報告のポイント】

- 税制度について、現行制度を継続すべきである。
- 使途事業について、これまでの取組に加え、SDGs等の国際的な取組、デジタル化等の社会情勢の変化を注視して、時代に対応した事業の見直しを積極的に行うべきである。

1 産業廃棄物処理税導入の効果

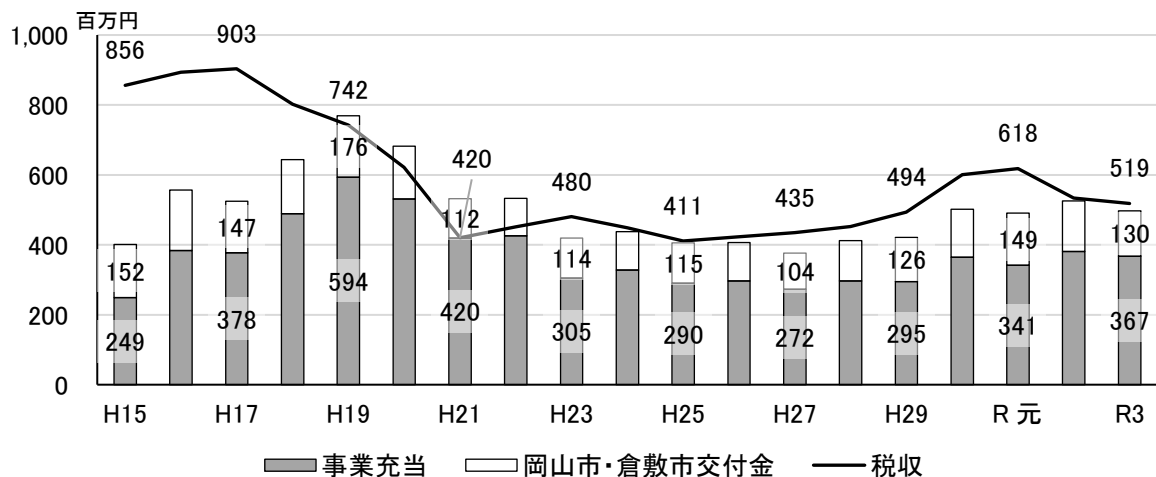
(1) 産業廃棄物の状況

平成15（2003）年度の税導入前に比べ、排出量は減少傾向にあり、また、最終処分量は大きく減少している。



(2) 税収と充当事業（使途事業）費の推移

- 税収は、近年4億円から6億円の間で推移している。
- 県の使途事業に3億円から4億円を充当し、産業廃棄物行政を担う岡山市・倉敷市に1億数千円を交付している。



(3) 使途事業の実績等

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等を促進するため、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」を3つの柱として、事業を実施している。

3つの柱	主な使途事業	税充当額(H29~R3)
産業活動の支援	岡山エコ事業所等の普及促進	16,979千円
	バイオマスの利活用の推進	64,434千円
	循環型クラスターの形成促進	133,645千円
適正処理の推進	産業廃棄物の適正処理等の推進	273,653千円
	不適正処理防止・監視指導體制の強化対策	486,471千円
意識の改革	おかやま・もったいない運動の推進	124,909千円
	3Rに関する環境教育・環境学習の推進	216,794千円

2 継続の必要性

(1) 必要性

- 産業廃棄物処理税の導入により産業廃棄物の発生抑制が動機付けられ、同税を活用した事業が排出事業者側のコスト削減努力や技術革新、意識の向上を後押しし、排出量、最終処分量、不法投棄の大幅な減少につながったと考えられる。
- SDGs、ESG投資等国际的な環境問題を意識した取組と産業廃棄物処理税による取組は同じ方向性を有するものであること、限りある資源を活用し、持続可能な社会を形成するため、特に次世代を担う子どもたちの環境教育の財源として必要なことから、当分の間、制度は継続すべきである。

(2) 税制度

- 税率について、企業活動への重大な影響等は見られず、発生抑制のインセンティブ効果も認められることから、見直す必要はない。
- 課税方式について、本県と同じ方式が多く、多くの県で定着しており、最終処分場への搬入1tにつき1,000円と分かりやすい制度であることから、変更する必要はない。

3 今後の方向性

(1) 使途事業

- 引き続き、3つの柱に沿って事業を実施する必要がある。
- 産業廃棄物の発生抑制、循環的利用の促進を図るとともに、新たな再生利用技術の研究開発、幅広く利用することができる再生利用製品の開発促進、事業者を含めた県民の意識の更なる向上に重点的に取り組む必要がある。
- SDGsやESG投資等他の環境問題に関する国際的な取組や、デジタル化の流れといった社会情勢の変化を注視しつつ、産業廃棄物処理税の目的や役割の範囲内において、その時代に対応した事業の見直しを積極的に行うべきである。

(2) 基金

税収見込みを勘案し、継続的な事業実施のため、適正な基金規模となるように留意すべきである。

(3) 税制度見直しの時期

原則として、5年を目途に見直しを行うべきである。